

経済、林政（第三会場）

宮崎県に於ける国有林設定の顛末

宮崎県林務部 関屋邦広

林業經營上から見て、宮崎県は県南部の林業と、県北部の林業とはつきり二つに分けることができる。もとより地利、土性、或は氣候の異いが原因していることに、あげることができます。根本的な差違は、県南部に国有林が余りに多く偏在している反面、県北部には殆んど国有林がないということである。何故にこうした国有林の設定がなされたのであるか、このことに向して考案を試みたい。

明治五年、地所永代元員の禁を解いて地券が施行され、明治七年大政官布告第120号を以て地所名稱區別が改訂せられて、こゝに於て林業農業又は各署の所領であつた。山林原野及社寺の上地林は、官有地に歸入せられ、其他の山林原野は民有地と定められた。又明治九年には官林調査依傍例が定められ、これによつて所謂官林調査が全国的に始められた。

この結果今日見られる様に国有林が全國的に均等に配分せられず、東北地方と南九州に国有林が多く偏在し、一県内でも官崎県の様に県南部と県北部と、国有林の配分についてはつきりと一線を引くことができる。

このような配分關係から見て国有林設置の不均等が何故に起つたか、当時行なれた官崎県に於ける国有林設置の模様を実際について考証する。

前記の官民有地区分の調査によつて、官林台帳ができたが、南九州は明治10年西南戦役の兵火にかゝつて、書類が焼失又は逃散してしまつたので、明治十一年には日向、大隅、薩摩三郡の官林調査を各町村戸長に命じて林業の官林を書き出さしめ、県官及び内務省出張員の実地調査により官林台帳を編成した。

尚別途に官崎県に於ては明治12年地租改正に着手したが、此の地租調査と官林調査に甚だしい喰い違ひが生じたのであるが、此のとき全國的に行はれている「官林境界実測及製図順序並官林境界調査心得」による実務と同時に決定的な、官林境界調査、境界標、土番の設置がなされた。

明治16年に北西諸島地方、南那珂郡地方から始められ、明治21年には児湯郡地方の仕事が進んだのであるが、丁度児湯郡と東旧杵郡の郡界である美々津に来て、調査は姫岡市出身の小林乾一郎氏の一隊に阻止せられた結果、県北部では県南部で行はれた様な入念な官林調査が行はれなかつたので、今日の国有林配分の不均等の因をなしたのである。

現実にこうした官林調査の不徹底が原因をなしているのであるが、若し義

* 津に於ける官林調査阻止の件が“なかつたぢらば”、必ずや宮崎県は国有林一色に塗りつぶされていこのである。

そこにおいて国有林、民有林の区別の解釈がなされた。官有、國有の地所正別がどの様な基礎において行はれたか、ついで官崎県の旧藩時代の林政の取扱い方に根本的な意義を抱き——尚官林調査以後、官有、民有の林地境界の保全が厳しく論議せられた頃、即ち明治28年2月28日付受録216号農商務省大臣宛官林調査事務上申してある文書に——山林専門の義につき上申「旧鉄肥藩、薩摩藩、高鍋藩等の山林に就る特別の資格を有せる士族を除くの外、山林を所有せしもの云々……」の一文まで、こじつけられたとしか考えられない。旧鉄肥藩、薩摩藩、高鍋藩の林制が、結局は生半解のうちに早々に事務的に官林調査が実行されたことに根本的なものがあると結論して、それ等の旧藩時代の林制につき、再検討を行はなければならないことを述べて国有林設定の顧慮を考慮するものである。

即ち当時国有林であるとされた藩藩落の衆力山、櫛山、鉄肥藩の協力山、高鍋藩の見格鐵山が果して国有林であつたかどうか、これ等は入会地ではなかつたかという仮説のもとに考证をすゝめることを新しい課題として残し、一方、本論に於ては官林調査の実際に行はれた当時の模様の官僚的な権益的な、一方的な、高圧的な方法を決底に照して考证を試みたいものである。

北九州の林業構造調査(I) 一地域区分一

九大林字部 塚谷田迪也

この調査の動機や基本的な構想については昨年日田市での支部大会で報告した所であるが、其の前後から内保三県の多大なる支援と協力を得て実施されて來るものである。

我々がここで林業構造といふのは簡単に云えど、林業に於ける資本の形成動態と蓄積過程を経済循環の中に構造的に把握するということになる。もう少し具体的に言えば、林業資本が如何様な形で形成されるか、そしてどんな風にして蓄積されて行くか、又それ等は総経済の循環や發展の中でどんな關係的位置に在るか、そして具現する生産態様は農用林的であるか、或は生産的新規林業であるか、又より層次的な用材生産的であるかという様なことである。

我々がこの林業構造調査の対象に北九州三県(長崎、佐賀、福岡)を選んだ